

# 公益財団法人岡崎市学校給食協会情報公開規程

平成 25 年 3 月 12 日制定

平成 27 年 6 月 30 日一部改正

## (目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人岡崎市学校給食協会（以下「協会」という。）の定款第 54 条第 3 項の規定に基づき、情報公開に関して必要な事項を定める。

## (対象文書)

第 2 条 協会は次に掲げる文書（以下「財務諸表等」という。）の写しを備え置き、一般の閲覧に供し、又はその写しを交付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書
- (8) 収支予算書
- (9) 評議員会及び理事会の議事録要旨

2 財務諸表等は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間備え置くものとする。

- (1) 前項第 1 号及び第 2 号の文書 内容に変更があるまでの期間
- (2) 前項第 3 号から第 6 号までの文書 当該事業年度終了後 3 ヶ月以内に備え、5 年間
- (3) 前項第 7 号及び第 8 号の文書 当該事業年度開始の日の前日までに備え、次事業年度のもものが備え置かれるまでの間
- (4) 前項第 9 号の文書 理事会及び評議員会後備え、10 年間

## (閲覧等の場所)

第 3 条 前条第 1 項の規定による閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）は、協会の事務所において行う。

## (閲覧等の日時)

第 4 条 閲覧等は、協会の休日以外の日において、午前 9 時から午後 5 時まで行う。

## (閲覧等の申出)

第 5 条 閲覧等の申出は、別記様式による閲覧等申出書を協会に提出しなければならない。

## (費用の負担)

第 6 条 財務諸表等の写しの交付を受けた者は、当該写しの交付に要する費用を負担しな

なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。ただし、情報公開する内容については、平成 27 年 4 月 1 日以降の評議員会及び理事会の議事録要旨からのものとする。